

# 分析等業務受委託に関する約款

## 第1条（約款の適用）

1. 本約款は、株式会社アサカ理研（以下、「ASK」という。）が委託者から測定・分析・評価または調査（以下「本業務」という。）を遂行するために、ASKと委託者の間の基本的な合意事項を定める。
2. 当事者間において本約款と異なる合意があるときは、当該当事者間においてその合意が優先するものとする。

## 第2条（個別契約の成立）

本業務の個別契約は、ASKの発行した見積書に基づき、委託者が発注書または分析依頼書またはこれに代わる書面をASKに交付したときに成立する。

## 第3条（試料等の提供、返却）

1. 委託者は、前条に定める個別契約の成立前に、ASKに対して本業務を遂行するために必要な試料および情報等を、自己の費用負担において無償で提供するものとする。
2. 委託者は、試料に関する安全上の取り扱いや保管等の注意事項を必ず提供するものとする。
3. 本業務終了後、ASKは返却可能な試料等を速やかに委託者に返却する。但し、ASKは、本業務を行うために使用したものについて返却する義務を負わない。

## 第4条（秘密保持）

1. ASKは、委託者から秘密である旨明示して（口頭の場合は開示後14日以内に委託者の秘密である旨及びその内容を書面にてASKに通知されたもの）開示・提供された技術情報、試料（以下、「秘密情報」という）について、委託者の書面（電子メール、電子データを含む）による同意なしでは、第三者に開示または漏えいしないものとし、また本業務以外の目的に使用しないこととする。ただし、以下の事項については、この限りでない。

- ①委託者から開示・提供される以前に、すでに公知となっていたもの。
- ②委託者から開示・提供される以前に、ASKがすでに保有していたと立証できるもの。
- ③委託者から開示・提供を受けたあとに、ASKの責によらず公知となったもの。
- ④ASKが正当な権限を有する第三者から入手

したもの。

2. 前項の規定にかかわらず、ASKが本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときは、ASKは秘密情報を当該再委託先に開示できるものとする。ただし、ASKは、当該再委託先に対し、ASKが前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させる。

## 第5条（報告書）

1. ASKは、個別契約で定められた期日までに報告書を委託者に提出する。
2. ASKは、報告書の写しを報告書提出後5年間保管する。

## 第6条（支払方法）

委託者は、ASKから委託者へ本業務の報告書を提出後、ASKの発行する請求書に記載された金額を委託料金として、報告書を提出した翌月末までにASK指定の銀行口座に支払うものとする。振込手数料は委託者の負担とする。

## 第7条（再委託）

ASKは、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。

## 第8条（免責）

1. ASKは、ASKが提供した本業務の結果を委託者が利用して生じた損害について、一切責任を負わない。
2. 天変地異その他やむを得ない理由により本業務が遂行できなくなったときには、これにより委託者に損害が生じた場合には、ASKは一切責任を負わない。

## 第9条（責任）

1. ASKは、本業務について、明らかに検体の取り違い、入力ミス、希釈計算ミスがあった場合、次のいずれかの措置を採ることを委託者と協議の上、決定する。
  - ①ASKの費用負担により本業務を再実施する。
  - ②委託料金の減額または、すでに支払われた委託料金の全額または一部を返金する。
2. ASKは本業務の内容及び結果について前項の範囲でのみ責任を負う。

#### 第10条（反社会的勢力との取引排除）

- ① 委託者及びASKは、以下の項目を確約し、相手方が以下の項目に反した場合、何らの催告を要せずに本業務の契約を解除することができる。暴力団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 反社会的勢力と協力・関与等をしていないこと。
- ③ 不当な要求行為等をしないこと。

#### 第11条（協議事項）

本約款に関する疑義又は定めのない事項については、両者誠意をもって協議しこれを解決する。

以上

平成27年11月制定

2024年5月17日改訂